

平成 25 年度第 1 2 回人事委員会臨時会会議結果

1 開催日時 平成 25 年 8 月 8 日 (木) 午前 10 時 00 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 義昭
総括課長 花山 智行

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、協議事項 1、報告事項 1 について非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号 単身赴任手当に関する規則の一部改正について (公 開)

協議事項 1 不利益処分についての不服申立て (25 人委 (不) 第 1 号事案) の判定方針について (非公開)

報告事項 1 平成 25 年度任期付職員 (総合土木) 採用試験第 1 次試験の合格状況について (非公開)

5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議 資料はこちら
〔議案第 1 号〕

単身赴任手当の 100 キロメートル未満の区分に係る加算額を新設することについて、決定した。

(2) 非公開とした会議

〔協議事項 1〕

不利益処分についての不服申立て (25 人委 (不) 第 1 号事案) の判定方針について、協議した。

〔報告事項 1〕

平成 25 年度任期付職員 (総合土木) 採用試験第 1 次試験の合格状況について、報告があった。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸 1 0 番 1 号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

F A X 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第1号

単身赴任手当に関する規則の一部改正について

平成25年8月8日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

単身赴任手当の加算額について、100キロメートル未満の区分に係る加算額を新設しようとするものである。

第2 規則案の内容

- (1) 単身赴任手当の加算額について、80キロメートル以上100キロメートル未満の区分を新たに設け、加算額を4,000円とすること。

第3 施行期日等（附則関係）

公布の日から施行し、改正後の単身赴任手当に関する規則の規定は、平成25年4月1日から適用すること。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（加算額等）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 給与条例第29条の2第2項及び給与等条例第24条の2第2項の人事委員会規則で定める距離は、<u>100キロメートル</u>とする。</p> <p>3 給与条例第29条の2第2項及び給与等条例第24条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p>	<p>（加算額等）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 給与条例第29条の2第2項及び給与等条例第24条の2第2項の人事委員会規則で定める距離は、<u>80キロメートル</u>とする。</p> <p>3 給与条例第29条の2第2項及び給与等条例第24条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>80キロメートル以上100キロメートル未満</u> 4,000円</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の単身赴任手当に関する規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

単身赴任手当に関する規則の一部改正について

H25. 8 人事委員会事務局職員課

1 検討の趣旨

人事課から単身赴任手当の距離加算の見直しについて要望があったことから、検討するものである。

2 現行制度

単身赴任手当額 = 基礎額 + 距離加算額

	支給額	考え方等	金額の定め
基礎額	月額 23,000 円	住居費・光熱費等のように単身赴任者に共通する費用を考慮して設定。 (配偶者宅との距離 原則 60 km以上)	給与条例第 29 条の 2 第 2 項 給与等条例第 24 条の 2 第 2 項
距離加算額	月額 6,000 円 ~ 45,000 円以内 (職員と配偶者の住居の間の距離 (100 km以上) に応じて)	帰宅費用・通信費等、 配偶者の住居との距離に応じて負担の程度が異なることを考慮して設定。	単身赴任手当規則 第 4 条第 3 項

3 人事課の要望内容

(1) 要望内容

100km未満の区分において、80km以上100km未満の区分に係る加算額(4,000円)を新設すること。

(2) 趣旨、理由等

- ・ 加算額は、実費弁償に近い性格を有しており、単身赴任者全体の約 4 割を占める100km未満の単身赴任者の帰宅費用の負担の程度に応じてその一部を補填することが適当であること。
- ・ 100km未満区分のうち80km以上100km未満の区分に該当する単身赴任者の割合が増加傾向にあり、全受給者に占める割合も 2 割程度となっており、措置すべき優先度が高いこと。また、単身赴任手当受給者の多くが沿岸地域に勤務している者となっており、今回の措置により一定程度の勤務条件の改善が見込めること。
- ・ 加算額を4,000円にすることにより、負担額の 8 割以上が補填されること。また、100km未満の距離加算の制度を持っている他県においても半数以上が4,000円に設定していること。
- ・ 平成25年 4 月 1 日現在において上記のような状況であることが認められるが、その結果は人事異動の結果によるものであり、現に発生している負担に対して速やかに措置を講じる上でも、当該年度の人事異動発令日である 4 月 1 日に遡及することが望ましいこと。

【100km未満の単身赴任手当受給者が全受給者に占める割合】

区分	H21	H22	H23	H24	H25	変化率
						H21 H25
60km以上80km未満	13.1	14.4	15.2	12.5	12.4	5.3
80km以上100km未満	18.9	17.6	17.8	19.4	19.5	+ 3.2

(3) 改善対象者

80 ~ 100km未満の単身赴任者 275人 (全体 1,411人) (H25職員給与実態調査速報値)

(4) 他県の状況 (人事課調べ)

100km未満の加算額がある団体 5 県

うち60kmから加算がある団体 1 県 (大分)

うち80kmから加算のある団体 4 県 (石川、島根、高知、熊本) ...80km区分4,000円の加算

4 検討

(1) これまでの改正経緯

本県における距離加算額は、国の制度とも異なっており、独自の距離区分を採用している。これは、帰宅費用、通信費等の配偶者の住居との距離に応じて、負担の程度が異なることを考慮して改正を重ねてきたものである。

国（現行）H2～		本県（H15.4.1～）		本県（H21.4.1～）	
距離区分	加算額	距離区分	加算額	距離区分	加算額
100 km～300 km	6,000 円	100 km～200 km	6,000 円	100 km～150 km	6,000 円
				150 km～200 km	7,500 円
		200 km～300 km	9,000 円	200 km～250 km	9,000 円
				250 km～300 km	10,500 円
300 km～500 km	12,000 円	300 km～500 km	12,000 円	300 km～500 km	12,000 円
500 km～700 km	18,000 円	500 km～700 km	18,000 円	500 km～700 km	18,000 円
700 km～900 km	24,000 円	700 km～900 km	24,000 円	700 km～900 km	24,000 円
900 km～1,100 km	30,000 円	900 km～1,100 km	30,000 円	900 km～1,100 km	30,000 円
1,100 km～1,300 km	35,000 円	1,100 km～1,300 km	35,000 円	1,100 km～1,300 km	35,000 円
1,300 km～1,500 km	40,000 円	1,300 km～1,500 km	40,000 円	1,300 km～1,500 km	40,000 円
1,500 km～	45,000 円	1,500 km～	45,000 円	1,500 km～	45,000 円

(2) 距離ごと在職状況（H25.4.1現在）

距離区分	手当額（円）			該当職員		参考
	基礎額	加算額	合計	人	%	
～60 km未満	23,000	0	23,000	168	11.9	盛岡～宮古：93.7 km 花巻～釜石：86.7 km 奥州～大船渡：68.9 km
60 km以上 100 km未満		0	23,000	450	31.9	
60 km以上 80 km未満				(175)	(12.4)	
80 km以上 100 km未満				(275)	(19.5)	
100 km以上 150 km未満		6,000	29,000	613	43.4	
150 km以上 200 km未満		7,500	30,500	125	8.9	
200 km以上 250 km未満		9,000	32,000	19	1.3	
250 km以上 300 km未満		10,500	33,500	5	0.4	
300 km以上 500 km未満		12,000	35,000	2	0.1	
500 km以上 700 km未満		18,000	41,000	14	1.0	
700 km以上 900 km未満		24,000	47,000	2	0.1	
900 km以上 1,100 km未満		30,000	53,000	1	0.1	
1,100 km以上 1,300 km未満		35,000	58,000	1	0.1	
1,300 km以上 1,500 km未満		40,000	63,000	3	0.2	
1,500 km以上	45,000	68,000	8	0.6		
合 計			1,411			

各区分の割合は、端数処理の関係で合計しても100にならない。

(3) 距離別の負担の状況

距離別の自己負担額の状況は別紙のとおりであり、100 km超の他の距離区分に比べ 100 km未満の区分において自己負担が高い状況が認められる。

5 措置案

認める。

(80キロメートル以上100キロメートル未満に係る加算額を新設し、その加算額は4,000円とする。)

【理由】

[加算を認める理由]

以下の点から適当なものと認められる。

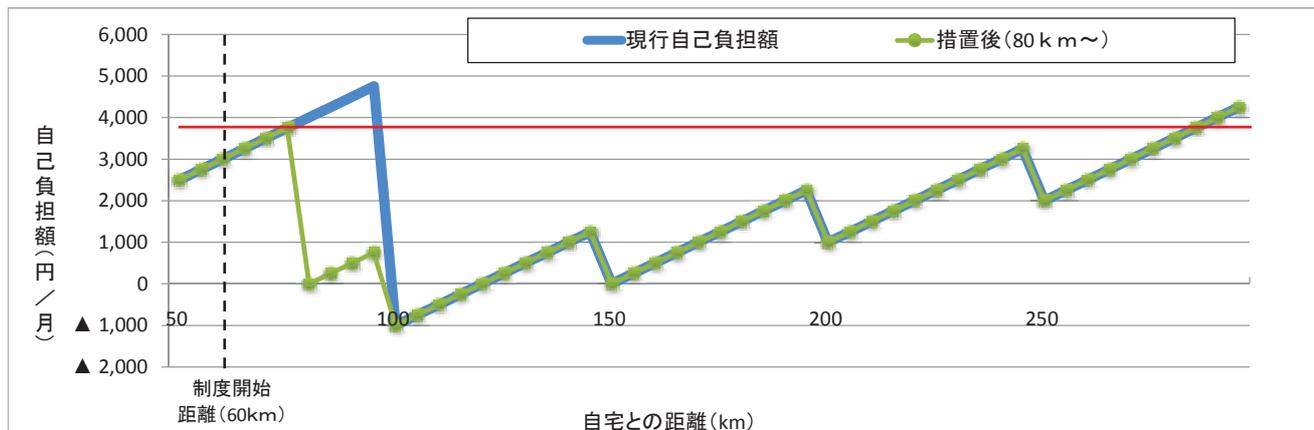
- ・ 単身赴任距離が短い職員において自己負担が高い状況については、これまでも検討をしてきたものであり、単身赴任者に係る負担の状況からも、単身赴任距離が短い職員に係る負担を一定程度解消する必要があると認められること。
- ・ 今回の措置では80km以上100km未満を対象としており、単身赴任手当の認定開始距離(60km以上)から一定程度の距離区分を対象としているものであること。
- ・ 職員の負担の程度や100km未満の距離加算を持つ他県の制度との均衡からも妥当な水準であることから、加算額は4,000円とする。

[適用時期について]

- ・ 今般、平成25年度当初の負担の状況を確認した結果、依然として距離区分が短い職員の自己負担割合が高いこと。
- ・ 従来から距離区分の改定は年度単位で行ってきていること。
- ・ 職員の勤務条件の改善となる利益的な変更であり、その他の諸般の情勢に鑑み、任命権者の要望のとおり年度当初に遡及しての適用もやむを得ないものと考えられること。

■試算条件 燃費:12km/ℓ、ガソリン代:150円

試算① 自家用車で 月2回 往復した場合



試算① 自家用車で 月2回 往復した場合

距離区分	現行 加算額 (A)	片道距離	実費額 (B)	現行 自己負担 額 (B)-(A)	措置後 自己負担 額 (80km~)	カバー率	H25 受給者数	
50km 以上 100km 未満	0	50	2,500	2,500	2,500		168	
		55	2,750	2,750	2,750			
		60	3,000	3,000	3,000			
		65	3,250	3,250	3,250		175	
		70	3,500	3,500	3,500			
		75	3,750	3,750	3,750			
		80	4,000	4,000	4,000	0		100.0%
85	4,250	4,250	4,250	250	94.1%	275		
90	4,500	4,500	4,500	500	88.9%			
95	4,750	4,750	4,750	750	84.2%			
100	5,000	5,000	5,000	-1,000	120.0%			
100km 以上 150km 未満	6,000	105	5,250	5,250	-750	114.3%	613	
		110	5,500	5,500	-500	109.1%		
		115	5,750	5,750	-250	104.3%		
		120	6,000	6,000	0	100.0%		
		125	6,250	6,250	250	96.0%		
		130	6,500	6,500	500	92.3%		
		135	6,750	6,750	750	88.9%		
140	7,000	7,000	1,000	1,000	85.7%	125		
145	7,250	7,250	1,250	1,250	82.8%			
150	7,500	7,500	0	0	100.0%			
155	7,750	7,750	250	250	96.8%			
150km 以上 200km 未満	7,500	160	8,000	8,000	500	93.8%	125	
		165	8,250	8,250	750	90.9%		
		170	8,500	8,500	1,000	1,000		88.2%
		175	8,750	8,750	1,250	1,250		85.7%
		180	9,000	9,000	1,500	1,500		83.3%
		185	9,250	9,250	1,750	1,750		81.1%
		190	9,500	9,500	2,000	2,000		78.9%
195	9,750	9,750	2,250	2,250	76.9%	19		
200	10,000	10,000	1,000	1,000	90.0%			
205	10,250	10,250	1,250	1,250	87.8%			
210	10,500	10,500	1,500	1,500	85.7%			
215	10,750	10,750	1,750	1,750	83.7%			
220	11,000	11,000	2,000	2,000	81.8%			
225	11,250	11,250	2,250	2,250	80.0%			
200km 以上 250km 未満	9,000	230	11,500	11,500	2,500	78.3%	5	
		235	11,750	11,750	2,750	2,750		76.6%
		240	12,000	12,000	3,000	3,000		75.0%
		245	12,250	12,250	3,250	3,250		73.5%
		250	12,500	12,500	2,000	2,000		84.0%
		255	12,750	12,750	2,250	2,250		82.4%
		260	13,000	13,000	2,500	2,500		80.8%
250km 以上 300km 未満	10,500	265	13,250	13,250	2,750	79.2%	5	
		270	13,500	13,500	3,000	3,000		77.8%
		275	13,750	13,750	3,250	3,250		76.4%
		280	14,000	14,000	3,500	3,500		75.0%
		285	14,250	14,250	3,750	3,750		73.7%
		290	14,500	14,500	4,000	4,000		72.4%
		295	14,750	14,750	4,250	4,250		71.2%

措置額 4000

現行自己負担額
措置後(80km~)

カバー率が100%を下回る部分